

開発許可を受けた方へ（完了検査に向けての注意点）

○開発許可を受けた開発区域内の土地は、完了検査を受けた後、完了公告がなされるまで建築物の建築はできません。開発の工事を完了した場合は速やかに工事完了届を提出し、完了検査を受けてください。

○完了検査は主に次の項目毎に検査します。検査の結果、当該工事が開発許可内容に適合していることを認めた場合は、検査済証を交付します。

- ①開発区域の境界、 ②道路、 ③公園・緑地等、 ④消防施設、 ⑤給排水施設
- ⑥防災安全措置（切盛土等）、 ⑦擁壁、 ⑧その他開発許可時に審査した内容

○完了検査は、図面や施工管理写真（※）等を確認する書類の検査と、現地の検査により行います。

※施工管理写真について

- ・施工管理写真は、不可視部分（地下等に埋まり、目視で確認出来なくなる部分）を確認する重要な書類です。
- ・不可視部分が確認できない場合は、現地で掘削を求め、不可視部分を確認する場合がありますので、工事の際は**不可視部分の施工管理写真を撮る**ようお願いします。
- ・施工管理写真は、次を参考に撮影してください。

■写真撮影のポイント

- ・写真は、その撮影の目的を理解し、単なる風景写真とにならないよう注意が必要。
- ・写真には、工事名、工種、測点が記載された黒板をいれる。
- ・出来形を撮影する場合は、スタッフ等を用いて実測寸法がわかるようにし、かつ黒板に設計寸法を記載する。（下図参照）
- ・写真は、黒板の文字や、スタッフ等の目盛が判読できるように撮影する。

図1 「排水管 敷設出来形」

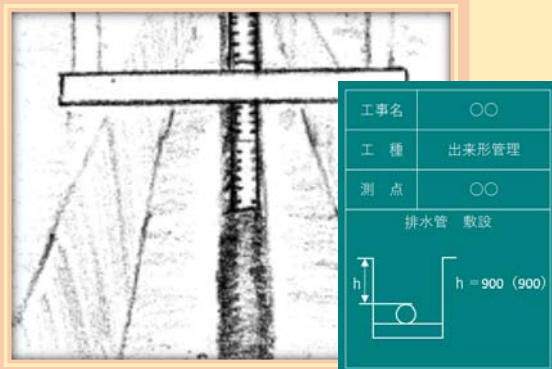


図2 「例 盛土工 巻出し厚」

